

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：大津漁業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 鈴木 徳穂
- (3) 所在地：茨城県北茨城市大津町2799番地

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第36条第1項の規定に基づき、令和7年8月1日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行ったことを把握していたにもかかわらず、技能実習実施困難時届出書に当該事実を記載せず外国人技能実習機構に提出したこと、及び外国人技能実習機構に提出した監査報告書において、当該事実を申告しなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社加藤工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 加藤 正幸
- (3) 所 在 地：東京都西東京市ひばりが丘 1 丁目 6 番10号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13件）

令和元年11月14日認定「認1904055874」「認1904055875」
令和 3 年10月19日認定「認2104022052」「認2104022053」
令和 4 年 4 月25日認定「認2204002142」「認2204002143」
令和 5 年 7 月13日認定「認2304026386」「認2304026387」「認2304026388」
同年 8 月 8 日認定「認2304034431」
令和 6 年 7 月24日認定「認2404023333」「認2404023334」「認2404023335」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社川頭創設
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川頭 広喜
- (3) 所 在 地：福岡県筑紫野市大字山家4537番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 4 年 4 月 27 日 認定 「認2112010528」「認2112010529」「認2112010530」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社関東工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 荻野 幸雄
- (3) 所 在 地：茨城県古河市東山田1931番地の1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）

令和4年10月28日認定「認 2203003016」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和7年8月1日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：鈴躍株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 孫 躍雷
- (3) 所 在 地：岡山県玉野市玉原 3 丁目 9 番 9 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（30件）

令和 3 年10月21日認定「認2104023620」「認2104023621」
同年12月23日認定「認2104036562」「認2104036563」「認2104036564」
「認2104036565」
令和 4 年 2 月25日認定「認2104041399」
同年 4 月12日認定「認2204000696」
同年 7 月 4 日認定「認2204008586」「認2204008587」「認2204008588」
「認2204008589」
同月27日認定「認2204012442」「認2204012443」
同年 9 月 2 日認定「認2204017994」「認2204017995」
令和 5 年 6 月23日認定「認2309005075」「認2309005076」「認2309005077」
「認2309005078」「認2309005079」「認2309005080」
同年 7 月26日認定「認2309007678」「認2309007679」「認2309007680」
「認2309007681」
同年 9 月 8 日認定「認2309008953」「認2309008954」「認2309008957」
同年11月14日認定「認2309008955」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号(技能実習法第10条第 9 号)及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ツバメ工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 石川 喜平
- (3) 所 在 地：愛媛県四国中央市川之江町2415番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（56件）

令和6年1月10日認定	「認2311004647」	「認2311004648」	「認2311004649」
	「認2311004650」	「認2311004651」	「認2311004652」
	「認2311004653」	「認2311004654」	「認2311004670」
	「認2311004671」	「認2311004672」	「認2311004673」
	「認2311004674」	「認2311004675」	「認2311004676」
	「認2311004677」	「認2311004678」	「認2311004679」
同月30日認定	「認2311006062」	「認2311006063」	「認2311006065」
同年2月29日認定	「認2311006064」		
同年3月1日認定	「認2311007097」	「認2311007098」	「認2311007099」
	「認2311007100」	「認2311007101」	「認2311007102」
	「認2311007103」	「認2311007104」	「認2311007105」
	「認2311007106」		
同年11月27日認定	「認2411004162」	「認2311004163」	「認2311004164」
令和7年1月30日認定	「認2411005578」	「認2411005581」	「認2311005582」
	「認2411005584」		
同年2月3日認定	「認2411005011」	「認2411005012」	「認2411005013」
	「認2411005014」	「認2411005015」	
同月6日認定	「認2411005089」	「認2411005090」	「認2411005091」
	「認2411005094」		
同年3月21日認定	「認2411005092」	「認2411005093」	「認2411005095」
	「認2411005575」	「認2411005576」	「認2411005579」
	「認2411005580」	「認2411005583」	

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年8月1日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：フジミツ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤田 雅史
- (3) 所 在 地：山口県長門市東深川2537番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（158件）

令和 2 年 3 月 27 日認定	「認1909025012」	「認1909025013」	「認1909025014」
同年 7 月 21 日認定	「認2009002525」	「認2009002526」	「認2009002527」
	「認2009002528」	「認2009002529」	「認2009002530」
同年12月 24 日認定	「認2009013479」	「認2009013480」	「認2009013481」
	「認2009013482」	「認2009013483」	「認2009013484」
	「認2009013485」	「認2009013486」	「認2009013487」
	「認2009013488」	「認2009013489」	「認2009013490」
	「認2009013491」		
令和 3 年 6 月 8 日認定	「認2109001082」		
同月 22 日認定	「認2109001843」	「認2109001844」	「認2109001845」
	「認2109001846」	「認2109001847」	「認2109001848」
	「認2109001849」	「認2109001850」	
同年10月 19 日認定	「認2109002610」		
同年11月 29 日認定	「認2109005443」	「認2109005444」	「認2109005445」
	「認2109005446」	「認2109005447」	「認2109005448」
	「認2109005449」	「認2109005450」	「認2109005451」
	「認2109005452」	「認2109005453」	「認2109005454」
	「認2109005455」	「認2109005456」	「認2109005457」
同年12月 14 日認定	「認2109008471」	「認2109008472」	
令和 4 年 2 月 1 日認定	「変認2109000743」	「変認2109000744」	「変認2109000745」
	「変認2109000746」	「変認2109000747」	「変認2109000748」
	「変認2109000947」	「変認2109000948」	「変認2109000949」
	「変認2109000950」	「変認2109000951」	「変認2109000952」
	「変認2109000953」	「変認2109000954」	「変認2109000955」
同年 6 月 15 日認定	「認2209001538」	「認2209001539」	「認2209001540」
	「認2209001541」	「認2209001542」	「認2209001543」
	「認2209001544」	「認2209001545」	「認2209001546」
	「認2209001547」		
同年 7 月 25 日認定	「認2209002210」	「認2209002211」	「認2209002212」
	「認2209002213」		
令和 5 年 2 月 28 日認定	「認2209018985」	「認2209018986」	「認2209018987」

	「認2209018988」	「認2209018989」	「認2209018990」
	「認2209018991」	「認2209018992」	「認2209018993」
	「認2209018994」	「認2209018995」	「認2209018996」
	「認2209018997」	「認2209018998」	「認2209018999」
	「認2209019000」		
同年3月7日認定	「認2209020011」	「認2209020012」	「認2209020013」
	「認2209020014」	「認2209020015」	「認2209020016」
	「認2209020017」		
同年4月10日認定	「認2209020282」	「認2209020283」	「認2209020284」
	「認2209020285」		
同年5月2日認定	「認2209021572」	「認2209021573」	「認2209021574」
	「認2209021575」	「認2209021576」	「認2209021577」
	「認2209021578」	「認2209021579」	「認2209021580」
	「認2209021581」		
同月31日認定	「認2309000393」	「認2309000394」	「認2309000395」
	「認2309000396」		
同年6月20日認定	「認2309000532」	「認2309000533」	「認2309000534」
	「認2309000535」	「認2309000536」	「認2309000537」
	「認2309000538」	「認2309000539」	「認2309000540」
	「認2309000541」	「認2309000542」	「認2309000543」
	「認2309000544」	「認2309000545」	
令和6年2月26日認定	「認2309021744」	「認2309021745」	「認2309021746」
	「認2309021747」	「認2309021748」	「認2309021749」
	「認2309021750」	「認2309021751」	「認2309021752」
	「認2309021753」	「認2309021754」	
同年4月18日認定	「認2309022894」	「認2309022895」	「認2309022896」
	「認2309022897」	「認2309022898」	「認2309022899」
	「認2309022900」	「認2309022901」	「認2309022902」
	「認2309022903」	「認2309022904」	「認2309022905」
	「認2309022906」	「認2309022907」	

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年8月1日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法（昭和22年法律第49号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社不動丸水産
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川崎 彰一
代表取締役 川崎 能成
- (3) 所 在 地：茨城県北茨城市大津町121番地の37

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

- 令和 4 年 9 月 30 日 認定「認2203003094」
- 令和 5 年 2 月 20 日 認定「認2203006924」「認2203006925」
- 同年 9 月 21 日 認定「認2303004468」
- 同年 10 月 17 日 認定「認2303005354」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社BEST WORK-G
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 桑原 吉雄
 - (3) 所 在 地：大阪府摂津市新在家 1 丁目28番14号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）
令和 5 年 1 月23日認定 「認2208022682」「認2208022683」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社松本金具製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松本 幸雄
- (3) 所 在 地：埼玉県川越市六軒町2丁目10番地2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年7月15日認定「認2104002136」

令和5年3月30日認定「認2204066161」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年8月1日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。